

令和 7 年 名 張 市 議 会 定 例 会

令和 7 年 9 月 定例議会提出議案（ 1 ）

名 張 市

1 5	使用料、手数料等の額の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について	4
1 6	伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例の制定について	4 3
1 7	名張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	4 5
1 8	名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 4
1 9	名張市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例の制定について	6 0
2 0	伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設置について	6 2
2 1	地方独立行政法人名張市立病院に承継させる権利を定めることの一部変更について	6 6
2 2	地方独立行政法人名張市立病院定款の一部変更について	6 8
2 3	財産の処分について	7 0
2 4	令和 7 年度名張市一般会計補正予算（第 3 号）について	7 1
2 5	令和 7 年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について	7 2
2 6	令和 7 年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	7 3
2 7	令和 7 年度名張市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	7 4
2 8	令和 7 年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	7 5
2 9	令和 7 年度名張市病院事業会計補正予算（第 1 号）について	7 6
3 0	令和 6 年度名張市一般会計歳入歳出決算の認定について	7 7
3 1	令和 6 年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 8
3 2	令和 6 年度名張市東山墓園造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 9
3 3	令和 6 年度名張市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8 0

3 4	令和6年度名張市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8 1
3 5	令和6年度名張市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	8 2
3 6	令和6年度名張市国津財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	8 3
3 7	令和6年度名張市病院事業会計決算の認定について	8 4
3 8	令和6年度名張市水道事業会計決算の認定について	8 5
3 9	令和6年度名張市下水道事業会計決算の認定について	8 6

議案第 15 号

使用料、手数料等の額の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料、手数料等の額の見直しに係る関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

物価高騰等の影響を踏まえ、行財政改革の取組の一環として受益者負担の見直しを図るため、使用料、手数料等の額を改定するほか、関係条例の規定を整備しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

使用料、手数料等の額の見直しに係る関係条例の整備に関する条例

(名張市市民センター条例の一部改正)

第1条 名張市市民センター条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
(休館日及び利用時間)				(休館日及び利用時間)					
第6条 センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。				第6条 センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。					
(1) 略				(1) 略					
(2) 利用時間 午前9時から <u>午後9時</u> まで				(2) 利用時間 午前9時から <u>午後10時</u> まで					
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）					
区分	基本額		加算額		区分	基本額		加算額	
	施設内の利用（1時間につき）		電灯、冷暖房等の利用（1時間につき）	設備器具の利用（ <u>1時間</u> につき）		施設内の利用（1時間につき）		電灯、冷暖房等の利用（1時間につき）	設備器具の利用（ <u>1回</u> につき）
	午前9時から <u>午後5時</u> まで	<u>午後5時</u> から <u>午後9時</u> まで				午前9時から <u>午後6時</u> まで	<u>午後6時</u> から <u>午後10時</u> まで		
使用面積					使用面積				

[illegible]

[illegible]

未満				
200 平方 メー トル 以上	<u>1, 50</u>	<u>1, 80</u>		
300 平方 メー トル 未満	<u>0円</u>	<u>0円</u>		
300 平方 メー トル 以上	<u>2, 00</u>	<u>2, 40</u>		
400 平方 メー トル 未満	<u>0円</u>	<u>0円</u>		

備考

- 1 この表の基本額は、平日（休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日をいう。以下同じ。）に利用する場合（営利目的でない場合に限る。）に適用するものとし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める額（10円未満の端数を生じたときは、これを10円とする。）とする。

(1)～(3) 略

- 2 基本額及び加算額を計算するに当

未満				
200 平方 メー トル 以上	<u>1, 00</u>	<u>1, 20</u>		
300 平方 メー トル 未満	<u>0円</u>	<u>0円</u>		
300 平方 メー トル 以上	<u>1, 50</u>	<u>1, 80</u>		
400 平方 メー トル 未満	<u>0円</u>	<u>0円</u>		

備考

- 1 この表の基本額は、平日（休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日をいう。以下同じ。）に利用する場合（営利目的でない場合に限る。）に適用するものとし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

- 2 基本額及び加算額（電灯、冷暖房

たり、利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。 <u>3</u> 略	<u>等の利用に係るものに限る。)</u>を計算するに当たり、利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。 <u>3 加算額（設備器具の利用に係るものに限る。）の計算における1回の利用とは、利用時間4時間以内をいい、4時間を超える利用については、4時間を単位として加算する。</u> <u>4</u> 略
--	---

(名張市市税条例の一部改正)

第2条 名張市市税条例（昭和29年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(固定資産課税台帳の閲覧等の手数料) 第72条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）又は写しの交付の手数料は、1の年度分につき、納税義務者ごとに<u>400円</u>とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第72条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382	(固定資産課税台帳の閲覧等の手数料) 第72条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）又は写しの交付の手数料は、1の年度分につき、納税義務者ごとに<u>300円</u>とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第72条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382

条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、次の各号に掲げる土地又は家屋の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 土地 1の年度分につき、5筆までの場合にあつては<u>400円</u>、5筆を超える場合にあつては1筆を増すごとに50円を<u>400円</u>に加えた額 (2) 家屋 1の年度分につき、3棟までの場合にあつては<u>400円</u>、3棟を超える場合にあつては1棟を増すごとに50円を<u>400円</u>に加えた額 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第90条 略 2～7 略 8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を<u>毀損</u>し、若しくは亡失し、又は<u>摩滅</u>したときは、直ちに、市長に届け出なければならない。その場合において、当該標識の<u>毀損</u>又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として<u>450円</u>を納めなければならない。 9 略	条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、次の各号に掲げる土地又は家屋の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 土地 1の年度分につき、5筆までの場合にあつては<u>300円</u>、5筆を超える場合にあつては1筆を増すごとに50円を<u>300円</u>に加えた額 (2) 家屋 1の年度分につき、3棟までの場合にあつては<u>300円</u>、3棟を超える場合にあつては1棟を増すごとに50円を<u>300円</u>に加えた額 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第90条 略 2～7 略 8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を<u>き損</u>し、若しくは亡失し、又は<u>ま滅</u>したときは、直ちに、市長に届け出なければならない。その場合において、当該標識の<u>き損</u>又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として<u>300円</u>を納めなければならない。 9 略
--	--

(名張市手数料徴収条例の一部改正)

第3条 名張市手数料徴収条例(昭和40年条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 略	第2条 略
2 前項に定めるもののうち、土地、建物、図面の謄本、抄本証明書の交付又は閲覧、	2 前項に定めるもののうち、土地、建物、図面の謄本、抄本証明書の交付又は閲覧、

照合については、次に掲げる方法により計算した額を手数料の額とする。

(1) 土地は、地番参考図を除き、5筆までを1件とし、6筆以上1筆を加えるごとに 50円

(2)・(3) 略

(計算)

第3条 略

2 住民基本台帳の一部の写しの閲覧にあつては1人ごとに1件とし、公簿、公文書の閲覧、照合にあつては1冊ごとに1件とする。

別表第1 (第2条関係)

号	手数料の種類	金額
略	略	略
20	租税、公課に関する証明	1件 <u>400円(課税証明書、非課税証明書又は所得証明書の多機能端末機(コンビニエンスストア等に設置され、市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、当該端末機の操作によりそれらを発行する機能を有するものをいう。)による交付にあつては、300円)</u>
21	納税証明	1件 <u>400円</u>

照合については、次の各号によって計算した額を手数料の額とする。

(1) 土地は、5筆までを1件とし、6筆以上1筆を加えるごとに 50円

(2)・(3) 略

(計算)

第3条 略

2 住民基本台帳の一部の写しの閲覧にあつては、20人以内をもって1件とし、公簿、公文書の閲覧、照合にあつては、1冊をもって1件とする。

別表第1 (第2条関係)

号	手数料の種類	金額
略	略	略
20	租税、公課に関する証明	1件 <u>300円</u>
21	納税証明	1件 <u>300円</u>

		につ き			につ き
略	略	略	略	略	略
39	略	略	39	略	略
40	固定資産 税に係る 地番参考 図	1 件 につ き	500円		
41	略	略	40	略	略

(一ノ井老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 一ノ井老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 7 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 8 条関係）			別表（第 8 条関係）		
施設 名	使用料	備考	施設 名	使用料	備考
一ノ 井老 人福 祉セ ンタ ー	無料。ただし、 第 1 条及び第 2 条に規定す る老人福祉セ ンターの設置 の目的以外の 目的で集会室 を使用させる 場合にあつて は、次の各号 に掲げる使用 時間の区分に 応じ当該各号 に定める額と する。	当該設置の目的 以外の目的で集 会室を使用させ る場合における 使用料の算定に 当たっては、次 に定めるところ による。 (1) 電灯料及 び冷暖房料 は、使用料に 含める。 (2) 1 時間未 満の使用につ いては、1 時	一ノ 井老 人福 祉セ ンタ ー	無料。ただし、 第 1 条及び第 2 条に規定す る老人福祉セ ンターの設置 の目的以外の 目的で集会室 を使用させる 場合にあつて は、次の各号 に掲げる使用 時間の区分に 応じ当該各号 に定める額と する。	当該設置の目的 以外の目的で集 会室を使用させ る場合における 使用料の算定に 当たっては、次 に定めるところ による。 (1) 電灯料及 び冷暖房料 は、使用料に 含める。 (2) 1 時間未 満の使用につ いては、1 時

(1) <u>午前9時から午後6時まで</u> 1時間当たり<u>300円</u> (2) <u>午後6時から午後10時まで</u> 1時間当たり<u>360円</u>	間として計算する。 (3) 使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。	(1) <u>9時から18時まで</u> 1時間当たり<u>200円</u> (2) <u>18時から22時まで</u> 1時間当たり<u>240円</u>	間として計算する。 (3) 使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
--	--	--	--

(名張市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 名張市斎場の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表（第5条関係）						別表（第5条関係）							
区分	種別			単位	市内	市外	区分	種別			単位	市内	市外
火葬棟	略			略	略	略	火葬棟	略			略	略	略
	30kg以上	収骨なし	1匹につき	<u>11,200</u> 円	<u>56,000</u> 円	30kg以上		収骨なし	1匹につき	<u>7,500</u> 円	<u>37,500</u> 円		
			1匹につき	<u>22,500</u> 円	<u>112,500</u> 円				1匹につき	<u>15,000</u> 円	<u>75,000</u> 円		
	小動物	10kg	収骨なし	1匹に	<u>6,700</u> 円	<u>33,500</u> 円		小動物	10kg	収骨なし	1匹に	<u>4,500</u> 円	<u>22,500</u> 円

		以上	し	つき		
		30 kg 未満	収骨あり	1匹につき	<u>13,500</u> 円	<u>67,500</u> 円
		10 kg 未満	収骨なし	1匹につき	<u>3,300</u> 円	<u>16,500</u> 円
			収骨あり	1匹につき	<u>6,700</u> 円	<u>33,500</u> 円
	略		略	略	略	略
略	略		略	略	略	
備考 略						

		以上	し	つき		
		30 kg 未満	収骨あり	1匹につき	<u>9,000</u> 円	<u>45,000</u> 円
		10 kg 未満	収骨なし	1匹につき	<u>2,250</u> 円	<u>11,250</u> 円
			収骨あり	1匹につき	<u>4,500</u> 円	<u>22,500</u> 円
	略		略	略	略	略
略	略		略	略	略	
備考 略						

(名張市国津の杜の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 名張市国津の杜の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休館日及び利用時間) 第5条 国津の杜の休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。 (1) 休館日 12月29日から翌年1月3	(休館日及び利用時間) 第5条 国津の杜の休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。 (1) 休館日 <u>毎月第3日曜日及び12月</u>

日までとする。

(2) 利用時間

ア くにつふるさと館 午前9時から
午後9時までとする。

イ 略

2 略

別表第1 (第9条関係)

くにつふるさと館

区分	基本利用料金		加算利用料金	
	屋室料 (1時間につき)		電気料 冷暖房料 (1時間につき)	設備利用料金 (1時間につき)
	昼間	夜間		
名称	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		
研修室	750円	900円	実費相当額	放送装置 (簡易型) 一式 30円
和室	250円	300円		
調理室	250円	300円		厨房設備
特産物 開発室	150円	180円		一式 130円

29日から翌年1月3日までとする。

(2) 利用時間

ア くにつふるさと館 午前9時から
午後10時までとする。

イ 略

2 略

別表第1 (第9条関係)

くにつふるさと館

区分	基本利用料金		加算利用料金	
	屋室料 (1時間につき)		電気料 冷暖房料 (1時間につき)	設備利用料金 (1回につき)
	昼間	夜間		
名称	9時から18時まで	18時から22時まで		
研修室	400円	480円	実費相当額	放送装置 (簡易型) 一式 100円
和室	200円	240円		
調理室	200円	240円		厨房設備
特産物 開発室	100円	120円		一式 500円

備考

- 1 この利用料金は、平日のみに適用し、土、日曜日及び祝日の基本利用料金は1.5倍とする。(10円未満の端数を生じたときは、これを10円とする。)
- 2 入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本利用料金を平日にあつては2倍とし、土、日曜日及び祝日にあつては2.5倍とする。(10円未満の端数を生じたときは、これを10円とする。)
- 3 1時間未満の利用については、1時間として計算する。

4 略

別表第2（第9条関係）

はぐくみ工房あららぎ

区分	基本利用料金 (1日につき1人 当たり)	加算利用料金	
		電気料・ガス代 (1時間につき)	設備利用料金 (<u>1時間</u> につき)
一般	500円	実費相当額	電動機具一式 130円
中学	300円		

備考

- 1 この利用料金は、平日のみに適用し、土、日曜日及び祝日の基本利用料金は5割増とする。
- 2 入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本利用料金を平日にあつては2倍とし、土、日曜日及び祝日にあつては2.5倍とする。
- 3 屋室料、電気料及び冷暖房料の1時間未満の利用については、1時間として計算する。
- 4 設備利用料金の算定において1回とは、利用時間4時間以内をいい、4時間を超える利用については、4時間を単位として加算する。

5 略

別表第2（第9条関係）

はぐくみ工房あららぎ

区分	基本利用料金 (1日につき1人 当り)	加算利用料金	
		電気料・ガス代 (1時間につき)	設備利用料金 (<u>1回</u> につき)
一般	500円	実費相当額	電動機具一式 500円
中学	300円		

生以下		陶芸窯	80円	生以下		陶芸窯	300円
備考 電気料、ガス代及び設備利用料金の1時間未満の利用については、1時間として計算する。				備考 電気料及びガス代の1時間未満の利用については、1時間として計算する。			

(名張市防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 名張市防災センターの設置及び管理に関する条例（平成22年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
(休館日及び使用時間) 第5条 センターの休館日及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要に応じ臨時に休館日及び使用時間を変更することができる。 (1) 略 (2) 使用時間 防災体験学習コーナーは午前9時から午後5時までとし、防災研修室は午前9時から<u>午後9時</u>までとする。 別表（第6条、第12条関係）				(休館日及び使用時間) 第5条 センターの休館日及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要に応じ臨時に休館日及び使用時間を変更することができる。 (1) 略 (2) 使用時間 防災体験学習コーナーは午前9時から午後5時までとし、防災研修室は午前9時から<u>午後10時</u>までとする。 別表（第6条、第12条関係）					
区分	基本使用料		加算使用料		区分	基本使用料		加算使用料	
	屋室料（電灯料を含む。）（1時間につき）		冷 暖 房 料 （ 1 時 間 に つ き）	設備器具料 （ <u>1時間</u> につき）		屋室料（電灯料を含む。）（1時間につき）		冷 暖 房 料 （ 1 時 間 に つ き）	設備器具料 （ <u>1回</u> につき）
	午前9時から	<u>午後5時</u> から				午前9時から	<u>午後6時</u> から		
	<u>午後5時</u>	<u>午後9時</u>				<u>午後6時</u>	<u>午後10時</u>		

	まで	まで	き)		
防災 研修 室 1	<u>450</u> 円	<u>540</u> 円	実 費 相 当 額	放送装 置 (設 置型) <u>200円</u>	1 式
防災 研修 室 2	<u>450</u> 円	<u>540</u> 円		放送装 置 (簡 易型) <u>30円</u>	1 式
防災 研修 室 3	<u>900</u> 円	<u>1,080</u> 円		映像器 具 <u>50円</u>	1 式

備考

1 ～ 3 略

4 1 時間未満の使用については、1 時間として計算する。

5 略

	まで	まで	き)		
防災 研修 室 1	<u>300</u> 円	<u>360</u> 円	実 費 相 当 額	放送装 置 (設 置型) <u>800円</u>	1 式
防災 研修 室 2	<u>300</u> 円	<u>360</u> 円		放送装 置 (簡 易型) <u>100円</u>	1 式
防災 研修 室 3	<u>500</u> 円	<u>600</u> 円		映像器 具 <u>200円</u>	1 式

備考

1 ～ 3 略

4 基本使用料及び冷暖房料の 1 時間未満の使用については、1 時間として計算する。

5 設備器具料の算定において 1 回とは、使用時間 4 時間以内をいい、4 時間を超える使用については、4 時間を単位として加算する。

6 略

(名張市火災予防条例の一部改正)

第8条 名張市火災予防条例（平成19年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(タンクの水張検査等) 第77条 略 2 前項の検査を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。 (1) 水張検査手数料 1件につき	(タンクの水張検査等) 第77条 略 2 前項の検査を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。 (1) 水張検査手数料 1件につき

<u>6,000円</u> (2) 水圧検査手数料 ア 600リットル以下 1件につき <u>6,000円</u> イ 600リットルを超えるもの 1件 につき <u>11,000円</u>	<u>4,000円</u> (2) 水圧検査手数料 ア 600リットル以下 1件につき <u>4,000円</u> イ 600リットルを超えるもの 1件 につき <u>7,000円</u>
--	---

(名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第11条関係） 施設の <u>基本</u> 利用料金						別表第1（第11条関係） 施設の <u>利用</u> 料金					
施設名		時間区分				施設名					
		午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 10時 まで	全日			9時 ～ 12時	13時 ～17時	18時 ～22時	全日
ホール	平日	<u>12,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>20,000円</u>	<u>45,000円</u>	ホール	平日	<u>8,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>18,000円</u>	<u>35,000円</u>
	土・日・休日	<u>18,000円</u>	<u>24,000円</u>	<u>30,000円</u>	<u>68,000円</u>		土・日・休日	<u>12,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>23,000円</u>	<u>46,000円</u>
舞台のみ利用	平日	<u>6,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>10,000円</u>	<u>22,500円</u>	舞台のみ利用	平日	<u>4,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>9,000円</u>	<u>18,000円</u>
	土・日・休日	<u>9,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>34,000円</u>		土・日・休日	<u>6,000円</u>	<u>7,500円</u>	<u>11,500円</u>	<u>23,000円</u>

	日				
略	略	略	略	略	略
各施設の冷暖房料金は、30分を単位とし実費相当額とする。この場合において、 <u>30分未満の使用については、30分として計算する。</u>					

備考

- 1 連続する二つの時間区分における利用をする場合の利用料金は、当該二つの時間区分に係る基本利用料金を合計した額とする。この場合において、時間区分と時間区分との間の時間の利用に係る利用料金は徴収しない。
- 2・3 略
- 4 第7条第3項における利用許可を受けた時間を超えた場合の超過利用料金は、当該利用許可を受けた時間区分の基本利用料金（営利目的に利用する場合又は営利目的以外で入場料等を徴収する場合は加算後の額）の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 5 学校等（市内の保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくは高等専門学校又は高校生以下の者で構成された市内の団体をいう。）が主催する催物に利用する場合の基本利用料金は半額とする。
- 6 利用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。

別表第2（第11条関係）

設備器具の利用料金					
照明設備			音響設備		
区	利	セ	区分	利	セット内容

	日				
略	略	略	略	略	略
各施設の冷暖房料金は、30分を単位とし実費相当額とする。この場合において、 <u>30分に満たない端数は、切り捨ててのものとする。</u>					

備考

- 1 表の時間区分における時間（以下「基本利用時間」という。）に対する利用料金又は2つの基本利用時間を続けて利用する場合は、それに対応した利用料金を合算したものを基本利用料金という。
- 2・3 略
- 4 第7条第3項における利用許可を受けた時間を超えた場合の超過利用料金は、基本利用料金の2割とし、営利目的に利用する場合は、営利目的利用の利用料金の2割とし、又は営利目的以外で入場料等を徴収する場合は、加算された後の利用料金の2割とする。
- 5 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する名張市内の学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する名張市内の保育所が主催する催物に利用する場合の施設利用料金は半額とする。
- 6 基本利用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。

別表第2（第11条関係）

設備器具の利用料金					
照明設備			音響設備		
区	利	セ	区分	利	セット内容

分	用 料 金	ッ ト 内 容		用 料 金		分	用 料 金	ッ ト 内 容		用 料 金	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
B	13,000円	ボーダーライト（8回路）スポットライト1Kw（8台）シーリングラ	B	5,000円	拡声装置 プロセニア ムスピーカー サイドスピーカー マイク（6本） モニタースピーカー1セット（2台）	B	13,000円	ボーダーライト（8回路）スポットライト1Kw（8台）シーリングラ	B	5,000円	拡声装置 プロセニア ムスピーカー サイドスピーカー マイク（6本） モニタースピーカー1セット（2台） <u>エコーマシン（1台）</u>

[illegible]

		ペンションライト (20台)			
--	--	-------------------	--	--	--

舞台用設備・器具									照明器具			音響器具		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
演奏者用譜面台			1台	50円	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
椅子			1脚	30円	ローアホリゾンライト	1列	1,000円	カセットデッキ	1台	700円				
机			1台	100	ピン	1台	1,50	C/D	1台	700				

		ペンションライト (20台)			
--	--	-------------------	--	--	--

舞台用設備・器具									照明器具			音響器具		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
演奏者用譜面台			1台	50円	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
椅子			1脚	30円	ローアホリゾンライト	1列	1,000円	エコーマシン	1台	500円				
机			1台	100	ピン	1台	1,50	カセ	1台	700				

		円	スポット (1kw)		0円	プレニヤニ		円
演台 (花台を含む)	1台	500円	エフエクトマシン	1台	1,500円	マルチボックス16c_h	1台	300円
司会台	1台	300円	ドラムマシン	1台	500円	マルチケニブル	1台	200円
ホワイトボード	1台	200円	ITO (カッターラ	1台	1,000円			

		円	スポット (1kw)		0円	ットデツキ		円
演台 (花台を含む)	1台	500円	エフエクトマシン	1台	1,500円	C D プレニヤニ	1台	700円
司会台	1台	300円	ドラムマシン	1台	500円	M D プレニヤニ	1台	700円
ホワイトボード	1台	200円	ITO (カッターラ	1台	1,000円	レユニドプレニヤニ	1台	500円

			イト)					
黒板	1台	200円	ストロボライト	1台	1,000円			
平台	1枚	150円	波マシン	1台	500円			
略	略	略	略	略	略	略	略	略
紅白幕	1枚	1,000円	ピアノ (調律別)			扇風機	1台	300円
浅黄幕	1枚	1,000円				スクリーニングのみに	1式	2,000円

			イト)					
黒板	1台	200円	ストロボライト	1台	1,000円	マルチボックス8ch	1台	300円
平台	1枚	150円	波マシン	1台	500円	マルチケニブル	1台	200円
略	略	略	略	略	略	略	略	略
紅白幕	1枚	1,000円	ピアノ (調律別)			扇風機	1台	300円
浅黄幕	1枚	1,000円				映写機 (スクリーニング)	1式	5,000円

地 が す り	1 枚	1, 00 0 円	ホ ー ル ： ス タ イ ン ウ エ イ	1 台	10 ,0 00 円	シ ヤ ワ 二 室	1, 00 0 円
紗 幕	1 枚	1, 00 0 円	ホ ー ル ： ヤ マ ハ C F	1 台	3, 00 0 円	持 込 器 具 利 用 電 力	10 0 円
め く り 台	1 台	10 0 円	練 習 室 ： ヤ マ ハ U X	1 台	1, 00 0 円		

備考

- 1 設備器具の利用料金は、時間区分（全日を除く。）を単位とする。ただし、ピアノの利用料金は全日の料金とす

						共 一	
地 が す り	1 枚	1, 00 0 円	ホ ー ル ： ス タ イ ン ウ エ イ	1 台	10 ,0 00 円	ス ク リ ニ ン の み	2, 00 0 円
紗 幕	1 枚	1, 00 0 円	ホ ー ル ： ヤ マ ハ C F	1 台	3, 00 0 円	シ ヤ ワ 二 室	1, 00 0 円
め く り 台	1 台	10 0 円	練 習 室 ： ヤ マ ハ U X	1 台	1, 00 0 円	持 込 器 具 利 用 電 力	10 0 円

備考

- 1 設備器具の利用料金は、基本利用時間（全日を除く。）の料金とする。ただし、ピアノの利用料金は1日の料金

る。 2・3 略	とする。 2・3 略
-------------	---------------

(名張市体育施設使用条例の一部改正)

第10条 名張市体育施設使用条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第9条 体育施設の使用料は、 <u>別表第1及び別表第2</u> に定める額とする。 2・3 略 (指定管理者による管理) 第16条 略 2・3 略 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条ただし書、第4条第1項ただし書及び第5条ただし書中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市長」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「別表第1及び別表第2に定める額」とあるのは「別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める額」と、同条第2項ただし書及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条（見出しを含	(使用料) 第9条 体育施設の使用料は、 <u>別表第1から別表第5までに定める額</u> とする。 2・3 略 (指定管理者による管理) 第16条 略 2・3 略 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条ただし書、第4条第1項ただし書及び第5条ただし書中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条、 <u>第7条、第8条第1項、第9条第2項ただし書及び第3項、第10条、第12条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第2項中「市長」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条第1項中「別表第1から別表第5までに定める額」とあるのは「別表第1から別表第5までに掲げる額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める額」と、第9条（見出しを含む。）、第10条（見出しを含む。）、別表第1、別表第3、別表第4及び別表第5中「使用料」とあるの</u>

む。) 中「<u>使用料</u>」とあるのは「<u>利用料金</u>」と、同条第 1 号及び第 3 号中「<u>市長</u>」とあるのは「<u>指定管理者</u>」と、第12条中「<u>市長</u>」とあるのは「<u>指定管理者</u>」と、前条中「<u>市長</u>」とあるのは「<u>指定管理者</u>」と、別表第 1 及び別表第 2 中「<u>使用料</u>」とあるのは「<u>利用料金</u>」と読み替えるものとする。	は「<u>利用料金</u>」と読み替えるものとする。
--	-----------------------------------

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

1 名張市体育施設

施設名	区分		単位		使用料 (円)	備考	
名張市民プール	午前		午前9時から正午まで		200 (100)	回数券は、使用料の額に10を乗じて得た額をもって、12回分とする。	
	午後		午後1時から午後5時まで		300 (100)		
名張市民テニスコート	テニスコート		1回1面 1時間につき		800 (400)	全面利用の場合の使用料の額は、利用する全ての面の使用料（照明設備の使用料を除く。）の額を合計した額に5分の4を乗じて得た額に照明設備の使用料を加算した額とする。	
	照明設備				実費相当額		
名張市民野球場	入場料等（入場料、観覧料、寄附、入場券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に徴する金銭をいう。以下同じ。）徴収の有無		無	3時間につき		1,500	
			有	1日につき	500円未満	75,000	
					500円以上 1,000円未満	100,000	
					1,000円以上	150,000	
	設備器具	放送装置	3時間につき		300		
		電光表示盤			300		
名張市民	個人利用		3時間につき		150 (70)		

陸上 競技場	団 体 利 用	入 場 料 等 徴 収の有無	無	ス ポ ー ツ	3 時 間 に つ き	1, 800	施設の 2 分の 1 以下の 部分に限り利用する場 合の使用料の額は、当該 使用料（設備器具の使用 料を除く。）の額に 2 分 の 1 を乗じて得た額に 設備器具の使用料を加 算した額とする。
				ス ポ ー ツ 以外		3, 600	
			有	ス ポ ー ツ		36, 000	
				ス ポ ー ツ 以外		180, 000	
	設 備 器 具	放 送 室 の 放 送装置	3 時間につき			500	
		照明料金 ミーティングルーム、男子更衣室及び女 子更衣室の冷暖房設備の使用料				実 費 相 当額	
薦原 公園 テニ スコ ート	テニスコート		1 回 1 面 1 時間につき			500 (250)	
薦原 公園 ソフト ボ ール 場	ソフトボール場		3 時間につき			1, 000	
つつ じが 丘公 園テ ニス コー ト	テニスコート		1 回 1 面 1 時間につき			400 (200)	

つつじが丘公園運動場	個人利用		3時間につき			100 (50)	施設の2分の1以下の部分に限り利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする。
	団体利用	入場料等徴収の有無	無	スポーツ	3時間につき	1,200	
				スポーツ以外		2,400	
			有	スポーツ		24,000	
				スポーツ以外		120,000	
八幡二号公園運動場	個人利用		3時間につき			100 (50)	施設の2分の1以下の部分に限り利用する場合の使用料の額は、当該使用料（照明設備の使用料を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額に照明設備の使用料を加算した額とする。
	団体利用	入場料等徴収の有無	無	スポーツ	3時間につき	1,200	
				スポーツ以外		2,400	
			有	スポーツ		24,000	
				スポーツ以外		120,000	
	照明設備					実費相当額	
	名張市ターゲット・バードゴルフ	個人利用		1回につき			120
団体利用		2,400	(2) 中学生以下の者が使用する場合には、				

場				保護者又は指導者が同伴するものとする。この場合において、当該保護者又は指導者の使用料は、個人利用の使用料を徴収する。
滝之原体育館 錦生体育館 国津体育館 長瀬体育館	体育館	3時間につき	500	
	照明料金		実費相当額	
滝之原運動場 錦生運動場 国津運動場	運動場	3時間につき	500	
新田ゲートボール場	ゲートボール場	3時間につき	600	
名張市民	全面	3時間につき	1,800	
	半面		900	

ホッケー場	照明料金	実費相当額	
-------	------	-------	--

備考

- 1 単位の欄に掲げる時間数（回数）に満たない使用は、当該時間数（回数）使用したものとする。
- 2 単位の欄に掲げる時間数（回数）には、準備及び原状回復のための使用を含むものとする。
- 3 名張市民テニスコート、薦原公園テニスコート及びつつじが丘公園テニスコートを除き、学校等（市内の保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくは高等専門学校又は高校生以下の者で構成された市内の団体をいう。以下同じ。）が授業又は部活動のために使用する場合の使用料の額は、当該使用料（照明設備及び設備器具の使用料を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額に照明設備及び設備器具の使用料を加算した額とする。
- 4 市外の者が利用する場合の使用料の額は、当該使用料（照明設備及び設備器具の使用料を除く。）の額に2を乗じて得た額に照明設備及び設備器具の使用料を加算した額とする。
- 5 （ ）内の使用料の額は、中学生以下の者の使用について適用する。
- 6 団体利用とは、専用使用することをいう。

2 使用料の運用

区分	適用
加算使用料	第5条第1項の表に掲げる利用時間を同項ただし書の規定により変更して許可を受けた場合の使用料については、1時間につき、当該使用料（照明設備及び設備器具の使用料を除く。）の1時間当たりの額並びに照明設備及び設備器具の使用料を加算する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

1 名張市総合体育館使用料基本額

（単位：円）

区分					時間単位					
					午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
競技場	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	ス ポ ー ツ	アマ チュ アス ポー ツ	学校 等	2,100	2,800	2,400	5,000	5,500	8,000
				一般	4,200	5,600	4,800	10,000	11,000	16,000
			アマチュアス ポーツ以外		16,800	22,400	19,200	40,000	44,000	64,000
		ス ポ ー ツ 以 外	学校等		4,200	5,600	4,800	10,000	11,000	16,000
			一般		8,400	11,200	9,600	20,000	22,000	32,000
		入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	ス ポ ー ツ	アマ チュ アス ポー ツ	学校 等	8,400	11,200	9,600	20,000	22,000
	一般				16,800	22,400	19,200	40,000	44,000	64,000
	ス ポ ー ツ 以 外		学校等		12,600	16,800	14,400	30,000	33,000	48,000
			一般		25,200	33,600	28,800	60,000	66,000	96,000
	営利を目的として興 業をする場合		126,000	168,000	144,000	300,000	330,000	480,000		
	一般公開日の個人利用 (1人につき)		150 (70)	150 (70)	150 (70)					
	卓球室 (1人につき)					200	200	200		
トレー ニング	会員 (1月につき)		2,000 (1,000)	2,500 (1,000)	3,000 (1,000)					

室	一般（1回につき）	300 (150)	370 (150)	450 (150)			
---	-----------	--------------	--------------	--------------	--	--	--

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 2 （ ）内の使用料の額は、中学生以下の者の使用について適用する。

2 名張市総合体育館設備器具 (単位：円)

設備器具	1回につき	
舞台照明装置	1式	3,000
放送装置	1式	1,000
電光得点板	1台	500
ハンドボール用ゴール	1面	800
テニス用支柱及びネット	1面	250
バスケットボール用ゴール	1面	500
バレーボール用支柱及びネット	1面	250
バドミントン用支柱及びネット	1面	200
卓球台、卓球用支柱及びネット	1式	200
フロアシート	1枚	50
机	1脚	40
椅子	1脚	20

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 2 1の表の時間単位の欄の区分に応じ、それぞれ1回とする。

3 使用料の運用

区分	適用
割増使用料（個人利用の場合を除く。）	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用料の額は、1の表に掲げる使用料（光熱水費及び冷暖房設備の使用料を除く。）の額に5分の6を乗じて得た額に光熱水費及び冷暖房設備の使用料を加算した額とする。
競技場の一部の使用	競技場の2分の1以下の部分に限り利用する場合の使用料の額は、当該使用料（光熱水費及び冷暖房設備の使用料を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額に光熱水費及び冷暖房設備の使用料を加算した額とする。
	競技場の3分の1以下の部分に限り利用する場合の使用料の額は、

	当該使用料（光熱水費及び冷暖房設備の使用料を除く。）の額に3分の1を乗じて得た額に光熱水費及び冷暖房設備の使用料を加算した額とする。
加算使用料	第5条第1項の表に掲げる利用時間を同項ただし書の規定により変更して許可を受けた場合の使用料については、1時間につき、当該使用料（光熱水費及び冷暖房設備の使用料を除く。）の1時間当たりの額並びに照明設備及び設備器具の使用料を加算する。
トレーニング室の利用回数	トレーニング室の会員の同室の利用回数は、1月につき、12回を限度とする。
光熱水費（卓球室及びトレーニング室を除く。）及び冷暖房設備の使用料	実費相当額

別表第3から別表第5までを削る。

（名張市武道交流館いきいきの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 名張市武道交流館いきいきの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（利用料金） 第10条 武道交流館の利用料金は、<u>別表第1から別表第3までに定める額の範囲内</u>で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。 2・3 略	（利用料金） 第10条 武道交流館の利用料金は、<u>別表第1及び別表第2に定める額の範囲内</u>で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。 2・3 略

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

武道館

（単位：円）

区分			基本利用料金		加算利用料金			
			競技場（１時間につき）		電灯料及び冷暖房料（１時間につき）	設備器具料（１回につき）		
			昼間（午前９時から午後６時まで）	夜間（午後６時から午後１０時まで）				
スポーツ	第１道場	団体	1,200	1,500	実費相当額	机	1脚	40
		個人	120	150		椅子	1脚	20
	第２道場	団体	1,200	1,500		フロアシート	1枚	50
		個人	120	150		ホワイトボード	1台	50
	弓道場	団体	800	1,000		太鼓	1式	500
		個人	120	150		放送装置(設置型)	1式	800
スポーツ以外	第１道場	団体	3,600	4,500	放送装置(簡易型)	1式	100	
		個人	360	450	武道審判用器具	1式	800	
	第２道場	団体	3,600	4,500	(武道タイマー、得点板及び電光掲示板)			
		個人	360	450				
	弓道場	団体	2,400	3,000				
		個人	360	450				

備考

- 1 1時間未満の利用は、1時間利用したものとする。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 3 学校等（市内の保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくは高等専門学校又は高校生以下の者で構成された市内の団体をいう。）が授業若しくは部活動のために使用する場合又は中学生以下の者が個人利用する場合の使用料の基本利用料金の額は、当該基本利用料金の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 4 団体が施設の2分の1以下の部分に限り利用する場合の基本利用料金の額は、当該基本利用料金の額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 5 入場料等（入場料、観覧料、寄附、入場券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかんを問わず入場について直接又は間接に徴する金銭をいう。以下同じ。）を徴収する場合の基本利用料金の額は、2倍とする。
- 6 市外の者が利用する場合の基本利用料金の額は、当該基本利用料金の額に2を乗じて得た額に加算利用料金を加えた額とする。
- 7 設備器具料の算定において、1回とは4時間以内の利用をいい、4時間を超えて利用する場合には、4時間ごとに1回を加算する。
- 8 団体利用とは、専用使用する場合の利用をいう。

別表第2（第10条関係）

交流館

（単位：円）

区分		基本利用料金		加算利用料金		
		屋室料（1時間につき）		電灯料及び冷暖房料（1時間につき）	設備器具料（1回につき）	
		昼間 （午前9時から午後6時まで）	夜間 （午後6時から午後10時まで）			
多目的ホール	大	800	1,000	実費相当額	放送装置（設置型）	1式 800
	小	500	700		放送装置（簡易型）	1式 100
市民交流室	団体	1,000	1,200		ピアノ	1台 1,000
	個人	120	150		映像器具	1式 200
和室	1	200	240		持込照明器具1キロワット未満	1式 100
	2	200	240		持込照明器具1キロワット以上	1式 300
料理教室		400	500		風炉及び炉	1式 100
工芸室		400	500		厨房設備	1式 500
まちづくり活動室		300	360		卓球台（支柱及びネット）	1式 200
会議室1		300	360		シャワー室	1回 100
会議室2		300	360			

備考

- 1 1時間未満の利用は、1時間利用したものとする。
 - 2 入場料等を徴収する場合の基本利用料金の額は、2倍とする。
 - 3 設備器具料の算定において、1回とは4時間以内の利用をいい、4時間を超えて利用する場合には、4時間ごとに1回を加算する。
 - 4 第6条第2号に掲げる利用時間を同条ただし書の規定により変更して承認を受けた場合の利用に係る基本利用料金については、1時間につき、当該基本利用料金の1時間当たりの額を加算する。
 - 5 市内の者又は団体が営利を目的として利用する場合の基本利用料金の額は、3倍とする。
 - 6 市外の者が利用する場合（営利を目的としない場合に限る。）の基本利用料金の額は、2倍とする。
 - 7 市外の者又は団体が営利を目的として利用する場合の基本利用料金の額は、5倍とする。
 - 8 市民交流室に限り、中学生以下の者が個人利用する場合の基本利用料金の額は、当該基本利用料金の額に2分の1を乗じて得た額とする。
 - 9 団体利用とは、専用使用する場合の利用をいう。
- 別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第10条関係）

健康トレーニング室

（単位：円）

区分	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで
会員（2月につき）	4,000 (2,000)	4,800 (2,400)
一般（1回につき）	400 (200)	480 (240)

備考

- 1 会員の同室の利用回数は、2月につき、12回を限度とする。
- 2 1回の利用時間は、4時間を限度とする。
- 3 市外の者が利用する場合の利用料金の額は、2倍とする。
- 4 （ ）内の利用料金の額は、中学生以下の者の使用について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 第9条の規定による改正後の名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定は、令和8年4月1日以後に許可する利用に係る利用料金について適用し、同日前に同条の規定による改正前の名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定により許可された利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の名張市市民センター条例、一ノ井老人福祉センターの設置及び管理に関する条例、名張市斎場の設置及び管理に関する条例、名張市国津の杜の設置及び管理に関する条例、名張市防災センターの設置及び管理に関する条例、名張市体育施設使用条例及び名張市武道交流館いきいきの設置及び管理に関する条例の規定（名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第23号）第15条第2項の規定においてその例による場合を含む。）による使用又は利用の許可、使用料又は利用料金の徴収その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 16 号

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例の制定について

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村において、共同で検討を進めるごみ処理広域化に係る施設の整備に要する適地を選定することを目的として、地方自治法第252条の7第1項の規定により、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会を共同設置しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例
(設置)

第1条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）が共同で検討を進めるごみ処理広域化に係る施設（以下「施設」という。）の整備に要する適地を選定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、構成市町村が共同して設置する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、構成市町村の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を構成市町村の長に答申する。

- (1) 構成市町村における施設の整備に要する適地選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、構成市町村における施設の整備に要する適地選定に関し構成市町村の長が必要と認めること。

(補則)

第3条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、構成市町村の長が協議して定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 17 号

名張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

名張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり
制定する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

児童福祉法において新設された乳児等通園支援事業に関し、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、本市における同事業の設備及び運営に関する基準を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用して乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備

え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以

下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。))がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又は

		これに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理

設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(一般型乳児等通園支援事業所の職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、1の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(一般型乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣

が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(余裕活用型乳児等通園支援所の設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所又は幼保連携型認定こども園 名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）に定める基準
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 18 号

名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成7年条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

生きがい交流スペースの本格運用に伴う利用時間に係る規定等の整備及び受益者負担の見直しを図るための利用料金の改定を行うほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成7年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（休館日及び利用時間） 第3条の4 総合福祉センターの休館日及び利用時間は、<u>次に掲げる</u>とおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。 （1） 略 （2） 利用時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、別表第1に掲げる施設については、<u>次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定めるとおりとする。</u> ア <u>会議室（別表第1に掲げる会議室をいう。以下同じ。） 午前9時から午後9時30分まで</u> イ <u>生きがい交流スペース（別表第1に掲げる生きがい交流スペースをいう。以下同じ。）（日曜日以外の日に限る。） 午前9時から午後8時まで</u> 第4条の2 前条第1項の規定による許可のうち、<u>生きがい交流スペースの利用に係る許可を受けることができる者は、市内に居住し、通学し、又は通勤する者であって、次の各号のいずれかに該当する</u>	（休館日及び利用時間） 第3条の4 総合福祉センターの休館日及び利用時間は、<u>次の</u>とおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。 （1） 略 （2） 利用時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、別表第1に掲げる<u>会議室等（以下「会議室」という。）の利用については午前9時から午後9時30分までとし、同表に掲げる生きがい交流スペース（以下「生きがい交流スペース」という。）の利用については日曜日以外の日</u>の午前8時30分から午後4時30分までとする。 第4条の2 前条第1項の規定による許可のうち、<u>生きがい交流スペースの利用に係る許可を受けることができる者は、市内に住所を有する概ね65歳以上の者及びその介護者若しくは付添者並びに心身に</u>

ものとする。

(1) 概ね10歳以上30歳未満の者

(2) 児童福祉上の支援を必要とする児童及びその保護者

(3) 心身に障害がある者

(4) 概ね65歳以上の者及びその介護者又は付添者

(5) 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する団体又は当該団体に所属する者

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項各号に掲げる者の生きがい交流スペースの利用に支障のない場合に限り、総合福祉センターの設置の目的に沿った事業を行おうとする者及び当該事業に参加しようとする者に生きがい交流スペースの利用を許可することができるものとする。

3 略

別表第1（第3条の4、第7条関係）

1 会議室

基本 利用 料金	利用区分		屋室料（1時間につき）			
			利用日	昼間 (午前9時から午後6時まで)	夜間 (午後6時から午後9時30分まで)	備考
	施設区分					
	1	大	平日	1,50	1,80	1.

障害がある者又は母子家庭等及び寡婦の福祉に関する団体（当該団体等に所属する者を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項に規定する者の生きがい交流スペースの利用に支障のない場合に限り、総合福祉センターの設置の目的に沿った事業を行おうとする者に生きがい交流スペースの利用を許可することができるものとする。

3 略

別表第1（第3条の4、第7条関係）

1 会議室

基本 利用 料金	利用区分		屋室料（1時間につき）			
			利用日	昼間 (9時～18時)	夜間 (18時～21時30分)	備考
	施設区分					
	1	大	平日	1,00	1,20	1.

利用料金	料、冷暖房料（１時間につき）			
設備器具料（１回につき）	略	略	略	
	放送装置（簡易型）	1 式	100円	
	舞台	1 式	500円	
	略	略	略	
	ダウンライト	1 式	200円	
	移動観覧席	1 式	4,000円	
	略	略	略	

備考 略

2 生きがい交流スペース

略	略
---	---

備考

- 1 1回の利用は、8時間までとする。
- 2 第4条の2第1号又は第2号に掲げる者の利用料金は、無料とする。

利用料金	料、冷暖房料（１時間につき）			
設備器具料（１回につき）	略	略	略	
	放送装置（簡易型）	1 式	100円	
	略	略	略	
	ダウンライト	1 式	200円	
	略	略	略	

備考 略

2 生きがい交流スペース

略	略
---	---

備考

- 1 回の利用は、8時間までとする。

--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第３項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の会議室又は生きがい交流スペースの利用に係る許可、利用料金の徴収その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 19 号

名張市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例の制定について

名張市コミュニティバス運行条例（平成17年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

本市における公共交通の利用促進を目的として、市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」の運賃を徴収しないこととする特例を定めるため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例

名張市コミュニティバス運行条例（平成１７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> <u>１ 略</u> <u>（市街地循環型コミュニティバス「ナツキー号」の運賃の特例）</u> <u>２ 第６条の規定にかかわらず、令和７年</u> <u>１１月４日から２８日までの間における市街</u> <u>地循環型コミュニティバス「ナツキー号」</u> <u>の運賃は、徴収しない。</u>	附 則 略

附 則

この条例は、令和７年１１月４日から施行する。

議案第 20 号

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の
共同設置について

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村が共同して伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会を設置することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により協議により次のとおり規約を定めることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村は、共同で検討を進めるごみ処理広域化に係る施設の整備に要する適地を選定することを目的として、協議により規約を定め、地方自治法第138条の4第3項に規定する市町村長の附属機関として、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会を共同して設置しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設置規約

(共同設置)

第1条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村が共同で検討を進めるごみ処理広域化に係る施設（以下「施設」という。）の整備に要する適地を選定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、共同してこの委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の名称)

第2条 委員会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会とする。

(委員会の執務場所)

第3条 委員会の執務場所は、三重県伊賀市治田3547番地13 伊賀市さくらリサイクルセンター内とする。

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、構成市町村の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を構成市町村の長に答申する。

(1) 構成市町村における施設の整備に要する適地選定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、構成市町村における施設の整備に要する適地選定に関し構成市町村の長が必要と認めること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第6条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、構成市町村の長が協議して定める候補者について、伊賀市長がこれを選任する。

2 委員は、非常勤とする。

3 伊賀市長は、委員に欠員が生じたときは、7日以内にその旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知するとともに、第1項の規定の例により補欠の委員を選任するものとする。

4 伊賀市長は、委員を解職する場合又はその退職について承認を与える場合においては、あらかじめ名張市長、笠置町長及び南山城村長と協議しなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第4条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長を定めていない場合にあっては、会議は、伊賀市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- 5 会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第11条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の事務を補助する職員)

第12条 委員会の事務を補助する職員は、構成市町村の職員をもって充て、職員の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

(歳入歳出予算)

第13条 委員会に要する経費は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、伊賀市長が当該歳入歳出予算を執行する。

(負担金)

第14条 委員会に要する経費に関する構成市町村の負担金の額は、構成市町村の長の協議により定める。

- 2 名張市、笠置町及び南山城村は、前項の負担金を、伊賀市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定による負担金の納付の時期については、構成市町村の長の協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第15条 前条の規定にかかわらず、構成市町村のうち特定の市町村が専ら当該市町村のために委員会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町村は、前条第1項に規定する負担金とは別に、これに要する経費を当該市町村の予算に計上して支出するようにしなければならない。

(委員会の事務の管理及び執行に関する条例等)

第16条 委員会の事務の管理及び執行に関する条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）については、構成市町村は、これを相互に調整するように努めなければならない。

（委員の身分の取扱いに関する条例等）

第17条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法（以下「委員の報酬等」という。）は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等の定めるところによる。

2 伊賀市は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。

3 伊賀市長は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

（補則）

第18条 この規約に定めるもののほか、委員会の担任する事務に関し必要な事項は、構成市町村の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 21 号

地方独立行政法人名張市立病院に承継させる権利を定めることの一部変更について

地方独立行政法人名張市立病院に承継させる権利を定めること（令和7年3月26日議決）について、その一部を下記のとおり変更する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

記

次の表の変更前欄に掲げる部分を同表の変更後欄に掲げる部分に下線で示すように変更する。

変更後			変更前		
1 土地			1 土地		
所在地	<u>面積（㎡）</u> <u>（上段：登記簿の地積、下段：実測面積）</u>	価額（円）	所在地	<u>面積（㎡）</u>	価額（円）
名張市百合が丘西1番町178番地	<u>10,139.90</u> <u>10,139.90</u>	296,000,000	名張市百合が丘西1番町178番地	<u>10,139.90</u>	296,000,000

名張市百合が丘西1番町179番地1	<u>10,364.29</u> <u>10,364.29</u>		名張市百合が丘西1番町179番地1	<u>10,364.29</u>	
名張市百合が丘西1番町180番地	<u>756.83</u> <u>756.83</u>		名張市百合が丘西1番町180番地	<u>756.83</u>	
名張市百合が丘西1番町1157番地	<u>376.00</u> <u>598.03</u>		名張市百合が丘西1番町1157番地	<u>376.00</u>	
名張市百合が丘西1番町1157番地5	<u>376.00</u> <u>1020.85</u>		名張市百合が丘西1番町1157番地5	<u>376.00</u>	
名張市百合が丘西1番町1157番地6	<u>376.00</u> <u>540.48</u>	48,000,000	名張市百合が丘西1番町1157番地6	<u>376.00</u>	48,000,000
名張市瀬古口1157番地1	<u>376.00</u> <u>1,326.61</u>		名張市瀬古口1157番地1	<u>2,357.97</u>	
名張市百合が丘西5番町30番地	<u>3,605.73</u> <u>3,605.73</u>	50,000,000	名張市百合が丘西5番町30番地	<u>3,605.73</u>	50,000,000
名張市百合が丘西5番町31番地	<u>3,378.31</u> <u>3,378.31</u>	47,000,000	名張市百合が丘西5番町31番地	<u>3,378.31</u>	47,000,000
名張市百合が丘西5番町32番地	<u>2,535.05</u> <u>2,535.05</u>	35,000,000	名張市百合が丘西5番町32番地	<u>2,535.05</u>	35,000,000
2・3 略			2・3 略		

議案第 22 号

地方独立行政法人名張市立病院定款の一部変更について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、地方独立行政法人名張市立病院定款の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

地方独立行政法人名張市立病院に承継される土地の面積の表記について、所要の変更を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

地方独立行政法人名張市立病院定款の一部変更について

地方独立行政法人名張市立病院定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後		変更前	
別表（第19条関係）		別表（第19条関係）	
1 土地		1 土地	
所在地	面積（㎡） （上段：登記簿の 地積、下段：実測 面積）	所在地	面積（㎡）
名張市百合が丘西 1 番町178番地	<u>10,139.90</u> <u>10,139.90</u>	名張市百合が丘西 1 番町178番地	<u>10,139.90</u>
名張市百合が丘西 1 番町179番地 1	<u>10,364.29</u> <u>10,364.29</u>	名張市百合が丘西 1 番町179番地 1	<u>10,364.29</u>
名張市百合が丘西 1 番町180番地	<u>756.83</u> <u>756.83</u>	名張市百合が丘西 1 番町180番地	<u>756.83</u>
名張市百合が丘西 1 番町1157番地	<u>376.00</u> <u>598.03</u>	名張市百合が丘西 1 番町1157番地	<u>376.00</u>
名張市百合が丘西 1 番町1157番地 5	<u>376.00</u> <u>1,020.85</u>	名張市百合が丘西 1 番町1157番地 5	<u>376.00</u>
名張市百合が丘西 1 番町1157番地 6	<u>376.00</u> <u>540.48</u>	名張市百合が丘西 1 番町1157番地 6	<u>376.00</u>
名張市百合が丘西 5 番町30番地	<u>3,605.73</u> <u>3,605.73</u>	名張市百合が丘西 5 番町30番地	<u>3,605.73</u>
名張市百合が丘西 5 番町31番地	<u>3,378.31</u> <u>3,378.31</u>	名張市百合が丘西 5 番町31番地	<u>3,378.31</u>
名張市百合が丘西 5 番町32番地	<u>2,535.05</u> <u>2,535.05</u>	名張市百合が丘西 5 番町32番地	<u>2,535.05</u>
名張市瀬古口 1157 番地 1	<u>376.00</u> <u>1,326.61</u>	名張市瀬古口 1157 番地 1	<u>2,357.97</u>
2 略		2 略	

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

議案第 23 号

財産の処分について

次のとおり財産を売却する。

- | | |
|-------------|---|
| 1. 財産の種類、数量 | G I G Aスクール端末（i P a d第8世代（付属品：ACアダプタ・キーボード付きカバーケース等含む。））5, 500台 |
| 2. 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3. 売却金額 | 33, 275, 000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額
3, 025, 000円） |
| 4. 売却の相手方 | 愛知県大府市柊山町3丁目33番地
リネットジャパンリサイクル株式会社
代表取締役 黒田 武志 |

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

財産の処分について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議決を求めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 24 号

令和7年度名張市一般会計補正予算（第3号）について

令和7年度名張市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 25 号

令和7年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 26 号

令和7年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 27 号

令和7年度名張市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度名張市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 28 号

令和7年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 29 号

令和7年度名張市病院事業会計補正予算（第1号）について

令和7年度名張市病院事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 30 号

令和6年度名張市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度名張市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 31 号

令和6年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 32 号

令和6年度名張市東山墓園造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度名張市東山墓園造成事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 33 号

令和6年度名張市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度名張市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 34 号

令和6年度名張市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度名張市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 35 号

令和6年度名張市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度名張市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 36 号

令和6年度名張市国津財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度名張市国津財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 37 号

令和6年度名張市病院事業会計決算の認定について

令和6年度名張市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 38 号

令和6年度名張市水道事業会計決算の認定について

令和6年度名張市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 39 号

令和6年度名張市下水道事業会計決算の認定について

令和6年度名張市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年 9月 4日提出

名張市長 北 川 裕 之